

ルについては、誤った判定のままランク1としている。
基礎資料を精査せず、ランクの誤りを看過したまま受託者に資料を貸与したことは、適切でない。

部は、委託調査に係るデータの確認を適切に行われたい。
(道路管理部)

(表7) トンネル詳細健全度調査(道管の1)における判定区分のランク正誤表

番号	トンネル名	判定区分	
		誤	正
1	鳩ノ巣トンネル	1	2
2	花折トンネル	1	2
3	新水川トンネル	1	2
4	橋詰トンネル	1	2
5	白鷺トンネル	1	2
6	桃久保トンネル	1	3
7	桃ヶ沢トンネル	1	3
8	川野トンネル	1	3
9	竹の花トンネル	1	3
10	青梅坂トンネル	1	3

ホ 立体交差及びトンネル設備保守委託について

南多摩東部建設事務所は、東長沼押立立体、綾部原トンネル、小山内裏トンネル及び稲城大橋管理所(以下「各施設」という。)の設備の維持管理を目的として、「立体交差及びトンネル設備保守委託」契約(受託者:1、契約金額:285万2,850円、契約期間:平成25.4.1~平成26.3.31)を締結している。

受託者が実施する設備保守は、発電機、分電盤等を対象に年に数回行う定期点検と、照明設備等を対象に毎月行う月次点検に種別されている。

本契約による設備保守の実施状況を見たところ、以下のとおり不適切な点が認められた。

(ア) 積算を適切に行うべきもの

所は、本契約により、各施設に配備された消火器の定期点検及び更新を行っている。このうち消火器の更新について見たところ、所は、予定価格の積算において消火器の価格に諸経費を加算していることが認められた。建設局の積算基準(平成24年8月)によれば、業務委託契約における諸経費は、間接費及び一般管理費等を計上するものであり、直接費の額によって定められた諸経費率を乗じて算定するとされている。

しかしながら、消火器更新の作業内容は機部原トンネルの既存の消火器(36本)を新しい消火器と交換するだけのものであること、また、本契約により行っているトンネルの月次点検の際に合わせて実施できることを踏まえると、既存の消火器のリサイクル経費以外に諸経費を加算する必要はない。

このことから、表8のとおり、15万7,008円(監査事務局試算)が過大に積算されている。
所は、委託内容を精査し、必要な項目だけに諸経費を加算するよう、積算を適切に行われたい。

(南多摩東部建設事務所)

(表8) 過大積算の内訳(監査事務局試算)

積算に計上されている直接費(消火器更新金額を含む)	区分	金額及び割合
直接費のうち消火器更新の金額	A	2,545,439円
消火器更新に加算した諸経費(税込)	B	323,640円
消火器リサイクル経費(非課税)	C=B×諸経費率×1.05	176,808円
過大積算額	D=36×@550	19,800円
	E=C-D	157,008円

(イ) トンネルの照明設備を適切に修理すべきもの

所は、本契約において、立体交差及びトンネルの設備の状況について月次点検を行うことになっており、この月次点検によって施設ごとの照明設備の故障箇所が報告されている。

この故障箇所の報告を見たところ、監査日(平成26.6.10)現在、小山内裏トンネルの4か所については1年2か月、綾部原トンネルの4か所については1年10か月、故障状態が続いていることが認められた。

道路施設の各設備は、道路管理者として安全な通行を確保するために位置や数量等について設計し、設置しているものであり、速やかに修理すべきところ、1年以上の間、設備の故障が修理されないことは適切でない。

所は、トンネルの照明設備を適切に修理されたい。

(南多摩東部建設事務所)

(ウ) 履行確認を適正に行うべきもの

所は、本契約とは別に、平成25年度に小山内裏トンネルの照明設備の改修工事(上り線のみ、工期:平成25.11.18~平成26.3.14)を施行している。

当該改修工事は、工事着工が平成26年1月6日であり、この日から工期末の平成26年3月14日までの間に順次、故障している照明設備が改修されている。

ところで、本契約による、平成25年度における当該トンネルの照明設備の月次点検報告を見たところ、当該工事着工日(平成26.1.6)以降については、照明設備の故障箇所が順次改修されているにもかかわらず、表9のとおり、報告では、照明設備の故障箇所が減少していなかった。

このため、照明設備の故障箇所数について、所に対して確認したところ、実際の照明設備の故障箇所数は、表9のとおりであり、受託者からの報告が誤っていたことが認められた。

また、總部原トンネルについても、所に対して確認したところ、表9のとおり、実際の照
明設備の故障箇所数と受託者からの報告が異なっていたことが認められた。このように報告が
異なっているにもかかわらず、所が完了検査を合格として委託代金を支出していることは適正
でない。
所は、履行確認を適正に行われない。

(南多摩東部建設事務所)

(表9) 受託者からの報告による故障箇所数(観)と実際の故障箇所数(正) (単位:箇所)

トンネル名	平成25年												平成26年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
小山内線	報告 17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
トンネル	実際 17	16	17	17	17	16	16	15	17	5	4	5	5	5	5
總部原	報告 14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
トンネル	実際 13	14	16	16	17	17	17	17	17	16	11	12	12	12	12

(重点監査項目)
(2) 橋梁の点検等について

道路管理課は、局が管理する橋梁を安全に保全していくために行う、各種の点検について、
「橋梁の点検要領」(平成19年7月 建設局道路管理課、以下「要領」という。)を定めている。
点検の概要は、表10のとおりである。

各建設事務所では、所管の橋梁について、要領に基づき各種点検を行い、補修の必要があると
判断した場合は、損傷に応じた補修や補強を実施している。

また、要領によれば、各建設事務所において5年に1回実施する定期点検では、表11のとおり
り、「総合健全度」として、点検結果を5つの判定区分にランク付けしており、ランクE(危険)
又はランクD(注意)とされた橋梁に対して、要領に基づき補修工事や詳細調査(損傷原因を詳
細に調査する場合や対策工法を決定する場合に実施する。)を必要に応じて実施するほか、徒歩
等により目視で行う定期巡回を実施することとなっている。

ところで、これらの橋梁について、点検が適正に実施されているか見たところ、次のとおり、
改善を要する事例が認められた。

(表10) 「橋梁の点検要領」による点検の概要

点検の対象	道路橋
管	各建設事務所
定期点検	5年に1回の頻度で対象橋梁に接近して目視に加えて、点検機械・器具、非破壊試験等により行う点検 各建設事務所では、「一般橋定期健全度調査委託」として専門業者に委託して実施
日常点検	○通常巡回 全橋梁を対象として、目視で行う点検。道路巡回点検(概ね1回/3日)時に 随時実施。原則として、車両を使用し、車中から目視で点検する。 ○定期巡回 定期点検において点検が必要とされた橋梁(注)に対して3か月に1回徒歩又は は船により橋の下から桁、躯体の亀裂、変形等を目視により点検 地震・台風・集中豪雨等の災害が発生した場合、災害のおそれのある場合又は、 通報や日常点検において異常が発見された場合にその橋梁に対し、主にその 安全性を確認するために行う点検
異常時点検	橋梁健全度の正確な判定や補修・補強等の必要性を判定し、補修・補強等の対 策工法を策定するために、特定の橋梁を対象にして、主に点検機械・器具や非破 壊試験等を用いて実施する詳細な調査
詳細調査	

(注) 道路管理課によれば、定期点検の総合健全度の判定区分がランクE、ランクDとされた橋梁と
している。

(表11) 総合健全度の判定区分と措置

判定区分(ランク)	措 置
A 健全	記録(注1)
B ほぼ健全	記録・動態観測(注2)
C やや注意	記録・詳細調査
D 注意	確認・緊急補修
E 危 険	

(注1) 損傷の有無、種類、位置等の調査の内容が明らかになるように所定の用紙及びデータペ
ースに記入することをいう。

(注2) 橋梁に何らかの損傷や変状が発見され、発見された損傷や変状の進行性が不明の場合や
対策が決定しない場合及び判定が不可能な場合に常時観測となることを指す。

ア 橋梁の定期巡回を適正に実施すべきもの

要領及び要領を所管する道路管理課によれば、定期点検で総合健全度がDランク(注意)又
はEランク(危険)と判定された橋梁については、3か月に1回の頻度で定期巡回を行うこと
とされており、定期巡回の実施後は、点検結果を「日常点検日報」(以下「日報」という。)に
記録することとしている。

ところで、各建設事務所における、定期巡回について見たところ、以下の状況が認められた。

(ア) 西多摩建設事務所は、平成21年度に「第七次一般橋定期健全度調査委託(西建)」契約
(受託者: J、契約金額: 3,444万円、契約日: 平成21.9.10、履行期限: 平成

2. 2. 3. 1. 2) を締結し、所が管理する308橋梁の定期点検を実施している。

この定期点検においてDランクと判定された70橋梁のうち、平成25年度までに補修工事を実施していない45橋梁(表12のとおり)について、平成25年度における所の定期巡回の状況を確認したところ、日報が作成されていないことから、定期巡回における点検結果を確認できない。

このため、要領に基づいた点検内容及び頻度で定期巡回が行われたとは認められず、適正でない。

(イ) 北多摩南部建設事務所は、平成20年度に「第七次一般橋定期健全度調査委託(北南建)」契約(受託者：K、契約金額：970万2,000円、契約日：平成20.9.11、履行期限：平成21.3.12)を締結し、所が管理する51橋梁の定期点検を実施している。

平成25年度における所の定期巡回の状況を確認したところ、定期点検においてEランクとなった1橋梁(関戸橋)及びDランクとなった5橋梁(府中本町橋、野川宿橋、富士見大橋、富士見橋、無名3号橋)について、日報が作成されていないことから、定期巡回における点検結果を確認できない。

このため、要領に基づいた点検内容及び頻度で定期巡回が行われたとは認められず、適正でない。

(ウ) 北多摩北部建設事務所は、平成21年度に「第七次一般橋定期健全度調査委託(北北建)」契約(受託者：L、契約金額：567万円、契約日：平成21.9.18、履行期限：平成22.3.12)を締結し、所が管理する74橋梁の定期点検を実施している。

平成25年度における所の定期巡回の状況を確認したところ、定期点検においてDランクとなった2橋梁(清瀬橋及び平成橋)について、日報が作成されていないことから、定期巡回における点検結果を確認できない。

このため、要領に基づいた点検内容及び頻度で定期巡回が行われたとは認められず、適正でない。

各所は、要領に基づく日報を作成し、橋梁の定期巡回を適正に実施されたい。

(西多摩建設事務所)
(北多摩南部建設事務所)
(北多摩北部建設事務所)

(表12) 補修工事が未実施のDランク判定橋梁の一覧

番号	橋梁名	番号	橋梁名	番号	橋梁名
1	秋川橋	16	曾利郷橋	31	花立橋
2	新井橋	17	大正院橋	32	羽根撞橋
3	出野橋	18	高橋	33	羽村大橋
4	岩井橋	19	多摩橋	34	真平井橋
5	上の橋	20	丹漣橋	35	松村橋
6	落合橋	21	築瀬橋	36	二俣尾橋
7	折戸橋	22	坪沢橋	37	福生橋
8	神塚橋	23	留浦橋	38	平和橋
9	北川橋	24	栃谷橋	39	松尾橋
10	大和田平橋	25	蕨尾橋	40	御籠橋
11	鯉川橋	26	中里橋	41	無名3号橋
12	坂久橋	27	成木1号橋	42	無名2号橋
13	下奥多摩橋	28	成木2号橋	43	明治橋
14	新高十戸橋	29	西野橋	44	柳沢橋
15	菅瀬橋	30	馬駐士橋	45	小作橋

イ 委託契約に係る完了検査を適正に行うべきもの

南多摩西部建設事務所は、所管する全127橋梁を対象として、平成25年度に「第八次一般橋定期健全度調査」委託契約(受託者：M、契約期間：平成25.8.30～平成26.3.7、契約金額：2,782万5,000円)を締結している。

ところで、仕様書に定める成果品については、表13のとおりであるが、その内容を確認したところ、以下のとおり、監査日(平成26.4.14)現在、不適正な事例が認められた。

a 仕様書では、橋梁ごとに、「定期点検調査表」を作成し、全橋梁分を提出させることになっているが、9橋梁分の「定期点検調査表」が提出されていない

b 仕様書では、各橋梁の「基本台帳」に、調査年月日及び総合健全度を記載することになっているが、73橋梁について記載されていない

c 仕様書では、「総括表(一般橋梁健全度一覧表)」、「基本台帳」及び「定期点検表」に、今回調査した総合健全度を記載することになっている。これらの成果品に記載される総合健全度は、橋梁ごとに同一であるべきところ、4橋梁で一致しておらず、正確な記載となっていない

など、成果品が不十分なものであるにもかかわらず、所が、完了検査を合格として委託代金を支出したことは適正でない。

所は、委託契約に係る完了検査を適正に行われたい。

(南多摩西部建設事務所)

(表13) 仕様書に定める成果品一覧

番号	名称	内容
1	定期点検調査表	a 定期点検表
		b 径間別定期点検表
		c 一般図
		d 写真台帳
		e 損傷写真台帳
		f 損傷図
2	橋梁台帳	g 総括表(個別)
		a 基本台帳
		b 一般図
		c 写真台帳
		d 高欄図及び高欄写真台帳
		e 耐震補強台帳
f 落橋防止写真台帳		

(3) 道路巡回点検委託実施マニュアル及び当該契約の仕様書を見直すべきもの

各建設事務所では、所管の道路等の破損や異常を早急に発見し、応急的に補修等を行うために、道路巡回を実施している。この道路巡回による点検(表1の通常巡回を参照)は、原則として車両を使用し、車中から目視による点検を行っている。

また、この点検は、所の職員により直営で行うものと、巡回区域を指定して、業者に委託して行うものとに分けて実施しており、業者に委託して行うものは、道路巡回点検委託契約により、実施している。

委託に当たって、道路管理部は、道路巡回点検委託実施マニュアル(以下「マニュアル」という。)を定めており、各事務所は、受託者に対して、このマニュアルに基づいて管内の道路巡回点検を実施させている。

このうち、緊急処置の手順については、マニュアル及び委託契約の仕様書によれば、

- a 受託者は、巡回点検中に通行車両や歩行者の安全を著しく欠く状態を発見した場合は、安全柵の設置や交通誘導等の必要な安全対策を行い、監督員にその状況を報告し、以後の対応については、原則として監督員の判断を仰ぐこと
 - b 第三者への被害が想定されるなど特に緊急性が高い場合には、緊急処置等の状況報告は事後でもやむを得ないこと
 - c 受託者は、その日の巡回業務の終了後、「道路巡回点検日報」を速やかに作成し、監督員に工事場所及び巡回場所の写真付きで提出することとされている。
- ところで、第一建設事務所で行われた表14の路面補修工事については、平成25年5月22日、所に対して、所轄警察署から道路の舗装が損傷して危険な状況であるとの連絡があったことと、当該道路は、受託者が道路巡回点検を実施している区域であったことから、警察署からの連絡

日以前1年分の道路巡回点検日報を確認したところ、当該道路箇所が損傷に関する記載はなく、また他の箇所において別工事契約で対応した事例についても道路巡回点検日報に記載がないことが認められた。

これについて、所は、受託者が自ら対応できない規模の破損等を見つけた場合は、マニュアル及び仕様書では道路巡回点検日報に記載しなければならぬと明記されていないことから、道路巡回点検日報への記載を必ずしも求めていなかったとしている。

しかしながら、このような緊急措置が必要な事例について、道路巡回点検日報による記録がないことは、異常の発見を所に連絡したかどうかを確認できず、また担当監督員が不在などの場合に、所として速やかな対応ができないことから適切でない。

部は、道路巡回点検委託実施マニュアル及び当該契約の仕様書を見直されたい。

(道路管理部)

(表14) 路面補修工事の概要

件名	期間	契約金額	受託者
路面補修工事(25-01の3)緊急施行特別都道赤坂杉並線(第413号)港区南青山二丁目地内	平成25.5.24～平成25.7.16	22,050,000	N
施工理由			
平成25年5月22日に所轄警察署から所に対して舗装が損傷しており危険な状況であるとの連絡があったことから、職員が現場の点検を行った結果、複数箇所が路面に亀裂が生じている等、損傷が激しく、緊急に補修する必要があると判断したため			

(単位:円)

(4) 総価契約により施工すべきもの

第五建設事務所は、所管の橋梁について、良好な状態を保ち一般交通に支障を及ぼさないようにすることを目的として、表15のとおり、維持補修に係る契約を締結している。

これらの契約は、維持補修に必要な工種ごとに単価を定め、橋梁を緊急に維持補修する必要がある時に、所が受託者に対して指示書によって施工を指示する単価契約である。

このような契約形態については、総価契約では対応が困難な即時性かつ小規模性(点在性)のある工事委託のみを対象とすること、また、即時性かつ小規模性(点在性)における平均損失時間を算出し、その結果を用いて単価を割り増しすることが、「道路維持関係(単価契約)運用の手引」(平成22年4月道路管理部、以下「手引」という。)によって定められている。

ところで、表15の単価契約による維持工事について見たところ、以下のとおり適正でない事例が認められた。

ア 水神大橋において、歩道に置かれていた自転車などへの放火により高欄(橋の両側に設けられた手すり)が損傷したため、所は、表16のとおり、燃えてしまった自転車等の撤去、歩行者の危険防止用のガードフェンス(工事現場等で使用する仮設のフェンス)の設置、損傷した高欄の交換を指示している。

しかしながら、高欄の交換については、ガードフェンス設置によって当面の歩道の安全な通行は確保されたこと、また、ガードフェンス設置後2か月以上経過してから指示していること

から、即時性は認められない。

イ 豊住橋において、接続する北側の道路との高低差が車椅子利用者にとって危険であるとして、近隣住民から車椅子用スロープの設置を強く要望されたため、所は、表17のとおり、現況調査した上でスロープと転落防止柵を設置している。

この工事について、所はスロープ設置と転落防止柵設置とを分割して指示しているが、これらは一体の施設であり本来1件の指示で施工すべきものである。

手引では、小規模性の定義を一契約当たりの金額が400万円未満の場合としており、スロープと転落防止柵の設置を1件の指示で行ったものとして金額を合計すると482万円(監査事務局試算)となることから、この工事に小規模性は認められない。

所は、即時性や小規模性が認められない維持工事について、総額契約により施工されたい。

(第五建設事務所)

(表15) 橋梁維持工事の契約状況

契約件名	契約期間	発注限度額(円)	受託者
橋梁維持工事(墨田区その1)単価契約	平成25.4.1~平成25.10.31	4,300,000	〇
橋梁維持工事(江東区その1)単価契約	平成25.4.1~平成25.10.31	8,300,000	〇

(表16) 水神大橋にかかる施工状況

指示日	指示期限	指示内容	金額(円、消費税込み)
平成25.6.5	平成25.6.14	自転車等の撤去、清掃	82,789
平成25.6.6	平成25.6.14	ガードフェンスの設置	45,891
平成25.8.19	平成25.8.30	損傷した高欄の交換	960,324

(表17) 豊住橋にかかる施工状況

指示日	指示期限	指示内容	金額(円、消費税込み)
平成25.4.1	平成25.4.15	現況・地下埋設管等調査	733,158
平成25.7.1	平成25.7.31	スロープの設置	2,570,051
平成25.8.1	平成25.8.15	スロープに転落防止柵を設置	2,255,650
		スロープ設置と転落防止柵設置の合計金額	4,825,701

港 湾 局

1 指摘事項
(重点監査事項)

(支出)

(1) 港湾施設及び海岸保全施設の点検について

東京港湾管理事務所(以下「管理事務所」という。)は岸壁、棧橋等の「港湾施設」を、東京港建設事務所(以下「建設事務所」という。)は外郭防潮堤、内部護岸等の「海岸保全施設」を所管し、それぞれ施設の維持管理を行っている。

これらの施設の維持管理を行うに当たり、両所は、施設の機能状態を定期的に把握することなどを目的として、「港湾構造物点検マニュアル」(平成15年6月2日施行。以下「点検マニュアル」という。)を策定し、表1のとおり点検を実施することとしている。

なお、管理事務所が所管する港湾施設のうち、橋梁構造物については、施設の特性に依じた点検要領等を施設ごとに別途定め、点検を実施することとしている。

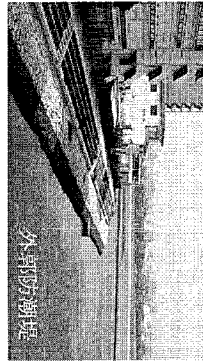
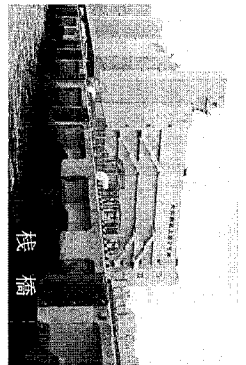
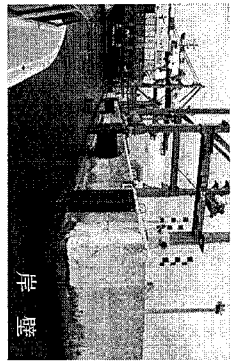
施設の状态的な確認の把握を行うためには、点検作業及びその情報の蓄積を適切に行うことが重要である。

そこで、これらの施設について、点検マニュアル及び点検要領等を策定した目的に従って、点検が適切に実施されているか見たところ、次のとおり改善を要する事例が認められた。

(表1) 「港湾構造物点検マニュアル」による点検の概要

施設の種類	港湾施設	海岸保全施設
施設名	岸壁、棧橋等 東京港湾管理事務所	外郭防潮堤、内部護岸等 東京港建設事務所
所管	東京港湾管理事務所	東京港建設事務所
一次点検	<ul style="list-style-type: none"> ○一般点検(海岸保全施設については一部委託により実施) 施設管理部署が外観の目視により日常的に行う点検(1か月に1回程度) ○異常時点検 ・異常時点検① 地震や台風等が発生した際に、施設管理部署が緊急に行う点検 ・異常時点検② 一般点検及び異常時点検①による異常報告を受けて、変状確認のために施設補修部署が臨時に行う点検 	<ul style="list-style-type: none"> ○定期点検 腐食の進行等を施設補修部署が技術的側面から点検し判定を行うもの(施設に応じて年に1回から4回)
二次点検	一次点検により緊急補修が必要な変状が見られた場合や、一次点検では補修の要否判定を十分に行うことができない場合などの一次点検結果を踏まえ、構造物の細部について各種機器を用いるなどして調査する点検。原則委託により実施	

(写真) 港湾施設・海岸保全施設の例



ア 港湾施設及び海岸保全施設の一次点検を適正に行うべきもの

点検マニュアルでは、港湾施設及び海岸保全施設の点検として、「一次点検」と、その結果を踏まえて実施する「二次点検」を定めている。

このうち、一次点検は、施設の外観について目視で確認できる異常を把握し、補修の必要性を検討するため行う点検である。

ところで、両所における港湾施設及び海岸保全施設の一次点検について見たところ、以下の状況が認められた。

(ア) 港湾施設の異常時点検

a 港湾施設の一次点検のうち、地震・台風後に緊急で行う異常時点検（異常時点検①）について、点検マニュアルでは、対象の施設ごと、かつ、点検項目ごとに異常の有無を点検マニュアル所定の報告書に記載することとしている。

しかしながら、管理事務所は、局内で災害時の状況報告に使用する「災害対策現況報告」を用いて異常のあった箇所のみを記載している。所はこれをもって点検を行ったとしても、この報告は、点検マニュアルに定める記載事項を網羅していないことから、対象の施設及び項目について漏れなく点検が行われたか確認できない。

b 港湾施設の一次点検のうち、一般点検及び異常時点検①で異常報告を受けた場合に臨時で行う異常時点検（異常時点検②）について、点検マニュアルでは、一般点検及び異常時点検①による異常報告の報告書に、施設補修部署が補修の要否についての点検・判定結果を記載することとしている。

しかしながら、その状況について見たところ、岸壁側面の剥離などの報告事例について、

施設補修部署の点検・判定結果の記載がないことから、点検が実施されたか確認できない。

(イ) 港湾施設の定期点検

港湾施設の一次点検のうち、腐食の進行等を技術的側面から点検・判定する定期点検について、点検マニュアルでは、対象となる施設ごと、かつ、点検項目ごとに判定を点検マニュアル所定の報告書に記載することとしている。

しかしながら、その報告書がないことから、点検が実施されたか確認できない。

(ウ) 海岸保全施設の定期点検

海岸保全施設の一次点検のうち、腐食の進行等を技術的側面から点検・判定する定期点検について、点検マニュアルでは、対象となる施設ごと、かつ、点検項目ごとに異常の有無を点検マニュアル所定の報告書に記載することとしている。

しかしながら、建設事務所は、異常発見時に所独自に作成することとされている「施設異常発見報告書」を用いて異常のあった箇所のみを記載している。所はこれをもって点検を行ったとしているが、この報告は、点検マニュアルに定める記載事項を網羅していないことから、対象の施設及び項目について漏れなく点検が行われたか確認できない。

これらの状況は、点検マニュアルに基づいた点検が実施されたとは認められず、適正でない。

い。管理事務所及び建設事務所は、港湾構造物点検マニュアルに基づき、港湾施設及び海岸保全施設の一次点検を適正に行われた。

(東京港管理事務所)
(東京港建設事務所)

イ 外郭防潮堤及び内部護岸の一般点検を適正に行うべきもの

点検マニュアルでは、一次点検のうち1か月に1回程度行う一般点検について、その項目及び方法を定めており、点検結果についても、点検マニュアル所定の点検報告書に記入し報告を行うこととしている。

建設事務所は、外郭防潮堤及び内部護岸の一般点検のうち、陸上からの巡回点検について、表2の契約により、委託して実施している。

ところで、表2の契約の仕様書について見たところ、

① 業務内容について、点検マニュアルに定める全点検項目及び施設ごとの点検方法を示すべきところ、「沈下、隆起、亀裂、目地開き等の異常の有無を目視にて確認。」のみの記載となっており、「法線の通り」の点検項目がないなど、項目が網羅されていない。また、施設ごとの具体的な点検方法も示されていない

② 点検結果の報告は、点検箇所ごとの異常の有無及び異常箇所の内容を記載させるのみとなっており、点検項目ごとの異常の有無となっていない

ことから、点検マニュアルに定める方法により、対象施設の点検項目について漏れなく点検が行われたか確認できない状況となっている。

所は、点検マニュアルに基づいた点検となるよう仕様書を作成するべきであったにもかかわらず、これを行っておらず、その結果、点検マニュアルに基づいた点検が実施されたとは認められず、適正でない。

所は、委託による外郭防潮堤及び内部護岸の一般点検を適正に行われたい。

（東京港建設事務所）

（注）外郭防潮堤…高潮や津波等から国土を防護するため、海岸線の海側にある防潮堤
内部護岸 …防潮堤や水門の内側にある区域に位置し、海水の侵入、海水による侵食を防止するため、海岸線にコンクリートなどで連続的に設けた施設
法線の通り…法線（防波堤、護岸等の施設の位置を規定する線のこと。護岸では水際線を指す。）が曲がっていないかを点検する項目

（表2）契約状況

契約名	契約金額 (推定総金額)	契約期間
平成25年度港・港南地区海岸保全区域 護岸等巡回点検業務委託（単価契約）	5,436,900	平成25.4.1 ～平成26.3.31
平成25年度江東・中央地区海岸保全区域 護岸等巡回点検業務委託（単価契約）	6,737,850	平成25.4.1 ～平成26.3.31

（単位：円）

ウ レインボーブリッジの日常点検を適正に行うべきもの

レインボーブリッジは、上層は首都高道路、下層は臨港道路及び東京臨海新交通（ゆりかもめ）の二重構造の吊り橋であり、管理事務所は首都高道路と東京臨海新交通（ゆりかもめ）を除いた橋梁構造物を管理している。

所は、レインボーブリッジを常に良好な状態に保つため、構造物の異常、破損等を早期に見することを目的として、「東京港連絡橋点検要領」（平成6年3月）を定めており、点検の概要は、表3のとおりである。これによれば、日常点検のうち道路上の巡回目視点検（昼間）の頻度は1日1回としている。

ところで、所は、レインボーブリッジの点検を「平成25年度レインボーブリッジ橋梁点検委託」（契約金額：3,465万円、契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31）により行っている。

しかしながら、この仕様書について見たところ、日常点検のうち道路上の巡回目視点検（昼間）を年間313日としており、東京港連絡橋点検要領が定める点検頻度と比較して52日分不足していることは適正でない。

（東京港管理事務所）

（表3）「東京港連絡橋点検要領」に定める点検の概要

○日 常 点 検 道路上・高架下の異常、損傷の早期発見、交通の安全・円滑性を確保するため実施する、目視及び車上感覚による点検 点検頻度：道路上 昼間1日1回、夜間週1回 高架下 週1回
○定期点検 定期点検では点検できない細部について、目視あるいは点検機械・器具を用いて、点検計画に基づき行う点検（年1回～10年に1回）
○異常時点検 異常時（地震、台風等）発生時に、緊急に行う点検
○詳細点検 点検の結果、ある程度進んだ状況が見えるいは予想される場合に、点検機械・器具を用いてさらに詳細なデータを取得することを目的とした点検

（2）単価契約工事について

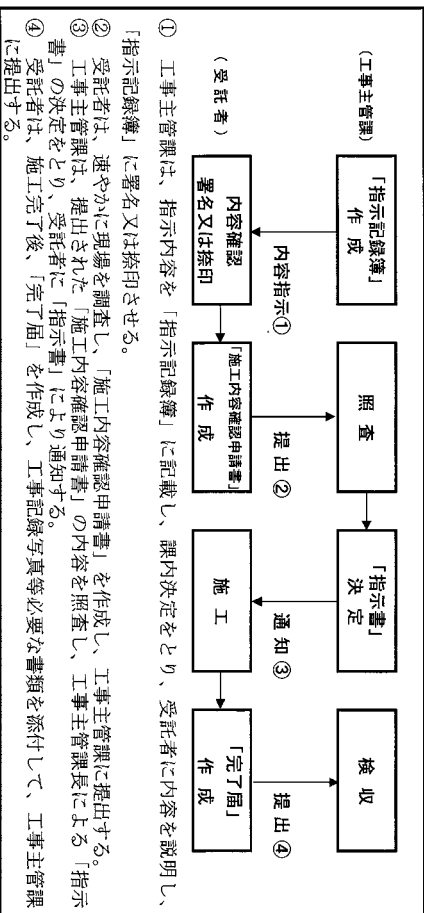
港湾整備部は、港湾施設及び海岸保全施設等の維持管理に関する単価契約工事（作業委託を含む。）について、その適正な執行を図ることを目的として、「単価契約工事実施要領」（昭和56年4月1日施行、平成13年4月1日改正。以下「要領」という。）を定めている。

要領によれば、単価契約工事は、総価契約工事では対応が困難な即時性のある工事又は小規模な工事を対象とし、工種及び単価をもって契約するものである。また、受託者に対する指示に基づいて施工するものであるとしており、その事務の流れは、図1のとおりである。

契約が目的とする給付内容及び契約金額を契約時点で確定させる総価契約とは異なり、単価契約工事は、単価のみを確定させ、施工内容はその都度行われる指示により確定させるものである。このため、単価契約工事の執行は、要領に基づき適正に行う必要がある。

そこで、東京港管理事務所及び東京港建設事務所において締結した表4及び表5の単価契約工事について見たところ、次のとおり、改善を要する点が認められた。

（図1）単価契約工事に係る事務の流れ



（表4）東京港管理事務所における単価契約工事

項番	契約名	契約期間	契約金額等		受託者	割増単価の設定
			発注限度額	実績		
1	ふ頭内道路及びその他補修工事	平成25.4.1～平成26.3.31	実績 68件	86,509,000 70,486,877	A	有
2	東京港理立地管理柵等維持工事	平成25.4.1～平成26.3.31	実績 31件	52,249,010	B	無
3	東部地区道路橋梁維持工事	平成25.4.1～平成26.3.31	実績 36件	29,820,000 29,793,020	C	有
4	南部地区道路橋梁維持工事	平成25.4.1～平成26.3.31	実績 43件	61,320,000 47,788,722	D	有
5	副都心地区道路橋梁維持工事	平成25.4.1～平成26.3.31	実績 26件	28,012,878	E	有
6	臨海トンネルほか道路橋梁維持工事	平成25.4.1～平成26.3.31	実績 34件	29,820,000 28,277,012	F	有
7	道路樹木維持工事	平成25.4.1～平成26.3.31	実績 27件	9,765,000 9,763,842	G	無
8	東部地区街路灯橋梁灯保守委託	平成25.4.1～平成25.9.30	実績 26件	6,050,403	H	無
9	南部地区街路灯橋梁灯保守委託	平成25.4.1～平成25.9.30	実績 32件	9,980,000 7,361,753	I	無
10	南部地区街路灯橋梁灯保守委託その2	平成25.10.1～平成26.3.31	実績 28件	5,422,284	I	無
11	道路緑地管理委託	平成25.4.1～平成25.9.30	実績 26件	9,975,000 9,603,646	J	無
12	道路緑地管理委託その2	平成25.10.7～平成26.3.31	実績 19件	9,922,132	J	無
13	東京港理立地草刈等委託その1	平成25.4.1～平成25.7.31	実績 6件	9,450,000 9,187,700	K	無
14	東京港理立地草刈等委託その2	平成25.8.1～平成25.10.31	実績 6件	9,450,000 8,954,808	K	無
15	東京港理立地草刈等委託その3	平成25.11.9～平成26.3.31	実績 8件	9,450,000 9,364,572	L	無
16	東京港臨海副都心草刈等委託その1	平成25.4.1～平成25.9.30	実績 7件	9,450,000 8,780,129	M	無
17	東京港臨海副都心草刈等委託その2	平成25.10.1～平成26.3.31	実績 7件	4,725,000 4,401,334	M	無

（表5）東京港建設事務所における単価契約工事

項番	契約名	契約期間	契約金額等		受託者	割増単価の設定
			発注限度額	実績		
1	東京港海岸保全区域内管理柵及びその他補修工事	平成25.7.17～平成26.3.31	実績 12件	6,856,000 6,473,113	N	有

（注1）発注限度額：その契約で発注（指示）できる上限額
（注2）実績：指示を行った件数と金額

（単位：円）

ア 指示を適正に行うべきもの

単価契約工事は、補修等の対応が必要な事案が発生した場合、契約書に定める工種、発注限度額及び工期の範囲内で、受託者に対し、その都度指示を行い、施工させるものである。この指示について見たところ、東京港管理事務所では、次のとおり適正でない事例が認められた。

（ア） 指示記録簿の作成

要領によれば、指示を行う場合には、工事主管課は、指示箇所、指示概要及び指示期限等の指示内容を「指示記録簿」に記載し課内決定をとり、また、受託者に対し「指示記録簿」を指示内容を説明し、「指示記録簿」に署名又は捺印させることとしている。

しかしながら、表4の全契約について、「指示記録簿」の作成及び課内決定を行っておらず、また、受託者に対する「指示記録簿」を基にした説明及び確認行為を行っていない。

（イ） 指示書の決定

要領によれば、受託者は、工事主管課からの指示に基づき速やかに現場状況を確認の上、詳細な施工内容（工種・数量・金額・図面・計算書等）を記載した「施工内容確認申請書」を作成し、工事主管課に提出することとしている。

工事主管課は、提出された「施工内容確認申請書」の内容を照査し、工事主管課長による「指示書」の決定を経て、受託者へ「指示書」により通知することとしている。

しかしながら、指示書及び関係書類を見たところ、表6のとおり指示日より前の施工となっている事例及び表7のとおり補修原因発生又は把握の前の決定となっている事例があり、要領に定めた手続による指示及び施工となっていない。

（ウ） 執行管理

単価契約工事の契約では、発注の限度額が定められており、この発注限度額を超過しないよう、指示記録簿等による執行管理が必要である。

しかしながら、所は、指示記録簿を作成していないこと、また要領に定める手続どおり施工の指示をしていないことから、発注限度額の超過などを防止できない状況となっている。このため、表8のとおり、「道路緑地管理委託」（表4の項番11）において、受託者へ施工を指示したものの発注限度額の超過により支出できなかった指示5件について、別の契約「道路緑地管理委託その2」（表4の項番12）の指示として取り扱い、支出している。

単価契約工事の指示は、受託者に対して「指示書」をもって工事の内容を示し実施させることであるから、「指示記録簿」を基にした発注、「指示書」の決定などの指示手続及び執行管理を適正に行う必要がある。

所は、単価契約工事の指示を適正に行われた。

（東京港管理事務所）